

# 福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 の一部を改正する規則（案）の概要等について

## 1 改正の理由

行政手続のオンライン化を推進するため、情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関し、所要の規定の整備を行うため、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を改正するものです。

## 2 改正案の概要

- (1) 法令及び申請等について定義することとします。（第2条第1項関係）
- (2) 手続等の公示について規定することとします。（第3条関係）
- (3) 対象となる申請等及び処分通知等に係る規定を削ることとします。（改正前の第4条、改正前の第7条、別表第1及び別表第2関係）
- (4) 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって一定の事項のいずれかに該当するものと併せて送信する方法に限らず、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合を認めることとします。（第5条第3項関係）
- (5) 署名等に代わる措置について規定することとします。（第6条関係）
- (6) 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合について規定することとします。（第7条関係）
- (7) その他所要の規定の整理をすることとします。